

貸付限度額（年額）について

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額＊
（＊政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3／4を乗じた額）

＜貸付限度額＞

貸付予定者決定通知書に記載の決定内容	所得判定額 （保護者合算）	年収めやす （※1）	貸付限度額（年額）
採用（国公立・私立のどちらに進学した場合も借入可能です。）	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額（※2）＋その他教育費10万円
採用（私立に進学した場合のみした場合も借入可能です。 ただし、授業料が無償の場合、貸付対象外となります。）	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額（※2） （注）24万円を上限（※3）

- （※1） 年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
- （※2） 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた額をいいます。
- （※3） 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

（注）国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

＜貸付限度額の計算＞

貸付予定者決定通知書に記載の決定内容	授業料		（国）就学支援金		授業料実質負担額		授業料実質負担額		その他教育費 100,000円		貸付限度額 （年額）
採用（国公立・私立のどちらに進学した場合も借入可能です。）	円	－	円	=	円	➡	円	+	100,000円	=	円
採用（私立に進学した場合のみした場合も借入可能です。 ただし、授業料が無償の場合、貸付対象外となります。）	円	－	円	=	円	➡	円	+	（加算なし） 0円	=	（上限：240,000円） 円

年間授業料を記入してください
※授業料は進学先の学校にご確認ください。

年間授業料が就学支援金よりも低い場合は、保護者負担額は0円です。

※ 貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げてください。

【貸付限度額の例】

国公立（高等専門学校は除く）、大阪府私立高校生等就学支援推進校（全日制）以外の学校に進学した場合、下記の例をご確認ください。
（国公立（高等専門学校は除く）、大阪府私立高校生等就学支援推進校（全日制）の貸付限度額については、進学届に掲載しております。）

1 大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額【全日制】

＜授業料が年間39万6千円の学校の場合＞

区分	所得判定額 （保護者合算）	年収めやす	授業料 ①	（国）就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①－②	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	396,000円	396,000円	0円	100,000円	・『授業料実質負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	396,000円	118,800円	277,200円	378,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	396,000円			240,000円	・貸付限度額（年額）は、 <u>24万円が上限となります。</u> （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	396,000円				

2 国立高等専門学校に進学した場合の貸付限度額

区分	所得判定額 （保護者合算）	年収めやす	授業料 ①	（国）就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①－②	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	234,600円	234,600円	0円	100,000円	・『授業料実質負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	234,600円	118,800円	115,800円	216,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）

4・5年時には、別の修学支援制度により貸付限度額が変わる場合がありますので、育英会までお問い合わせください。

3

大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額【通信制】

《授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合》

【高校１・２年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	授業料実質負担額 ①－(②+③)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円×25単位)	0円	250,000円	0円	100,000円	・ 授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		120,300円 (4,812円×25単位)	129,700円 (5,188円×25単位)				
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満							
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

【高校３年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	授業料実質負担額 ①－(②+③) (※2)	貸付限度額	備 考	
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円×24単位)	0円	240,000円	10,000円	110,000円	・『授業料実質負担額』＋『10万円』の範囲内での貸付となります。	
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円×24単位)	124,512円 (5,188円×24単位)			10,000円	10,000円	・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満								
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満								

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

4

大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額【通信制】

《授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合》

【高校１・２年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①－②	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円×25単位)	74,250円	175,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円×25単位)	254,700円	355,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円			240,000円	・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円				

【高校３年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①－② (※2)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	288,720円 (12,030円×24単位)	86,280円	187,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	115,488円 (4,812円×24単位)	259,512円	360,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円			240,000円	・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円				

※年収めやす(※) 590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位当たり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども２人（１６歳以上１９歳未満１人、１６歳未満１人）がいる４人世帯の場合のものです。

(※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てているため、年間25単位の学校の場合、3年時に1単位分の授業料実質負担額が発生。